JPX プライム 150 指数先物の上場に伴う業務規程等の一部改正について

2023 年 12 月 20 日
株式会社大阪取引所

Ⅰ．趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2024 年３月 18 日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、JPX プライム 150 指数先物の上場に伴い、所要の対応を行うものです。

Ⅱ．改正概要

	（備考）
１．JPX プライム 150 指数先物の上場	
（１）　取引対象	
・ JPX プライム 150 指数とします。	・業務規程第５条第１項第４号
（２）　限月取引及びその数	
・ ３月、６月、９月及び 12 月の限月取引の５限月取引制とし、各限月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。）に終了する取引日を取引最終日とします。	・業務規程第７条第１項第１号等
（３）　取引単位及び呼値	
a　取引単位	
・ JPX プライム 150 指数の数値に 1,000 円を乗じて得た額を１単位とします。	・業務規程第 29 条第２号ｅ
b　呼値の単位	
・ 0.5 ポイントとします。	・業務規程第 26 条第９項第２号ｄ
c　呼値の制限値幅	
・ 基準値段（前取引日の清算数値）に８％（第一次拡大時は 12%、第二次拡大時は 16%）を乗じて得た数値（0.5 ポイント単位で端数切捨て）とします。	・業務規程施行規則第 16 条第２項第２号ａ等
（４）　最終清算数値	
・ 取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）における JPX プライム 150 指数の各構成銘柄の始値に基づいて算出した値とし	・業務規程第 36 条第１項第１号

ます。

（５）　取引手数料

・　１取引単位につき、７円とします。

・取引参加者料金等に関する規則別表１

２．その他

・　その他、所要の改正を行うものとします。

Ⅲ．施行日

・　2024 年３月 18 日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2024 年３月 18 日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以　上